

大田市部活動ガイドライン

平成31年3月
(令和5年3月改訂)

大田市教育委員会

1 部活動の意義

部活動は、学校教育活動の一環として、学校教育目標の具現化に向けて組織的、計画的に実施する活動である。中学校学習指導要領には、「生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うようにすること。」と示されている。

また、平成30年3月、スポーツ庁が示した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」では「体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係を構築すること、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資することなど、生徒の多様な学びの場として、教育的意義が大きい。」と示されている。

2 部活動の現状

(1) 大田市における部活動の状況

現在大田市の中学校には運動部13、文化部2の部活動が設置されており、それぞれのスポーツや文化活動に興味・関心のある生徒が入部し、部活動の責任者（以下「顧問」という。）の指導の下、学校教育活動の一環として行われている。

なお、水泳競技、体操競技のように、普段は近隣のクラブや教室で活動し、学校的教職員は大会当日のみ引率をしている部活動もある。また、近年生徒数が減少し部員数が不足しているため、市内の学校と合同チームを結成し活動している部活動もある。

(2) 部活動における成果

部活動を通して、異年齢との交流の中で生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築、自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場となっている。

また、部活動で培った資質、能力等を学校、家庭、地域における生活で發揮するなど、生徒の生活の充実や学校全体の活性化に大きく寄与している。

(3) 部活動における課題

学校や部活動により実態に違いはあるが、過度な活動による生徒の心身の負担過多、教職員の長時間勤務の一因になっている。また、成果を求めすぎることで、部活動の本来的な趣旨、目的から逸脱し、体罰やハラスメント等が発生しやすく、そのため生徒の活動意欲が低下するという懸念がある。さらに、休日を部活動に費やすことが多くなるため、生徒が家庭、地域で過ごす時間や家族の触れ合い、地域行事の参加が少なくなる傾向がある。

3 大田市部活動ガイドラインの策定

前述の現状は大田市に限らず全国的に見られることであり、スポーツ庁は平成30年3月に前述ガイドラインを示した。また、文化庁も平成30年12月に「文化部活動のガイドライン」を策定したところである。

スポーツ庁の示したガイドラインでは、「生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようすること」、「生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと」、「学校全体として運動部活動の指導・運営に係る体制を構築すること」を重視して、地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指すとされている。そして部活動の時間や休養日についても明確に示されている。また、ガイドライン策定の基本的な考え方や活動時間等については、文化庁のガイドラインも同様に示されている。さらに、これら国の示したガイドラインを踏まえ、各自治体や各学校がガイドラインや活動指針を策定するように求められている。それを受け、島根県は平成31年2月に「部活動の在り方に関する方針」を策定した。

このような状況を踏まえ、大田市においても部活動に関するガイドラインを以下の観点から策定し、各学校における部活動が児童生徒のより健やかな成長や教職員の適正な勤務に資することとした。また、部活動の見直しは喫緊の課題であり、至急策定するとともに、これまで国や県の部活動に関する通知等が十分学校現場で徹底されなかった経緯を踏まえ、各学校におけるガイドラインの実効度に係る検証をガイドラインの定期的な見直しに併せて行っていく。

○児童生徒、教職員の負担軽減

- ・適切な活動量の設定
- ・校内体制の改善

○活動の量的確保から質的向上への転換

- ・効果的、計画的な部活動運営
- ・保護者、地域との連携
- ・生徒の主体的な活動の推進

4 具体的な内容

【児童生徒、教職員の負担軽減】

(1) 適切な運動量の設定

区分	休養日の設定	活動時間	その他
平日	週1日以上	2時間まで	朝練習については、生徒の過度の負担とならぬよう、部活動運営方針に示す。
休日	毎月第3日曜日の「しまね家庭の日」を含め、月4日以上	半日（3時間）程度	大会参加、対外試合や地域行事への参加等を行う場合、早い時期に休養日を設定する。
長期休業中	週2日以上 活動停止期間 ・8/11～8/16 ・12/29～1/3 ・学年始め休業（4月） 学校が定める3日間	半日（3時間）程度	

その他

- ・部活動中には適切に休憩時間を設ける。
- ・テスト期間等、各校独自に部活動を停止する場合や予選等を勝ち上がった大会に出場する場合等、本ガイドラインに示した期間、時間以外に特別な練習を必要とする場合の取り扱いは、各学校の部活動運営方針で示す。

<参考>

「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について（文献研究）」（H29.12.18、公益財団法人日本体育協会）において、「行き過ぎたスポーツ活動等を行うことは、スポーツ外傷・障害やバーンアウトのリスクが高まり、体力・運動能力の向上につながらない」こと、「週あたりの活動時間における上限は、16時間未満とすることが望ましい」ことが示されている。

(2) 校内体制の改善

① 各学校における部活動運営方針の見直し

- ・本ガイドラインに沿った部活動運営がなされるように指導方針や規定等を見直すとともに全職員の共通理解を図る。
- ・体罰やハラスメント等の根絶に向けた意思表明を踏まえ、部活動においても生徒の人権を侵害し学校教育に対する信頼を失墜させる言動がないように、十分に共通認識をもつ。
- ・必要に応じて部活動顧問者会（仮称）を設置するなど、部活動運営に関する懸案事項や課題等を協議する場を設ける。

- ・毎年年度当初に大会参加、合宿等に係る計画について見直し、生徒、教職員の過度な負担、保護者の経済的負担の軽減を図る。

②外部指導者の活用

- ・継続的な部活動の指導、競技経験や指導経験のない教職員の負担軽減のために、部活動指導員、地域指導者（以下「外部指導者」という。）を積極的に活用し、学校の魅力化に資する。
- ・各学校では当該顧問と外部指導者が緊密に連携し、共通認識のもとで指導を行うとともに課題等の早期発見とその改善、解決を図る。また、管理職は外部指導者と定期的に面談し、適切な活用を図る。
- ・大田市教育委員会は、外部指導者等を対象とした研修の場を設け、資質向上を図る。

【活動の量的確保から質的向上への転換】

(1) 効果的、計画的な部活動運営

①年間計画、月別計画の作成

- ・顧問は、生徒の部活動に対する多様なニーズや意見を把握し、生徒の主体性を尊重した目標、指導方針を設定する。
- ・顧問は、目標、活動方針、活動内容と方法等を示した年間、月別計画を作成するとともに、生徒が理解できるように適切に説明する。
- ・日々の練習等において「運動部指導での指導のガイドライン」（H25：文部科学省）、「運動部活動用指導手引」（H30：スポーツ庁）、「文化部活動のガイドライン」（H30：文化庁）を参考にし、効果的、効率的な活動となるように考慮する。

②計画的な予算執行と経費等の管理

- ・顧問は計画に基づき、各部活動の予算を計画的に執行する。また、保護者からの徴収金が必要な場合は管理職等の指導のもと使途目的を明確にし、大田市学校会計等取扱要綱に基づき適切な徴収と処理を行う。

(2) 保護者、地域との連携

①保護者との連携

- ・各学校は保護者に対して部活動運営方針の説明、各部活動毎に指導体制や活動計画等の説明を行い、理解を得て運営を行う。
- ・各学校はホームページ、部活動ごとのたより等を活用し、積極的に活動の様子を報告する。また保護者会等を開催し、保護者の理解と協力を得ながら運営を行う。
- ・部活動中の怪我やトラブル等について、保護者への説明とその後の連携を適切に行う。

②地域との連携

- ・各学校は市内等にある競技団体から助言、協力を得たり、情報交換を行ったりするなど、緊密に連携を図る。

(3) 生徒の主体的な活動の推進

①部活動リーダー会（仮称）の設置

- ・各学校においては生徒による部活動リーダー会（仮称）を組織し、部活動を通してリーダー性を育成する。

②生徒同士によるミーティングの開催

- ・各学校の部活動ごとに定期的にミーティングを開催し、生徒が部内の目標を設定したり、課題等の解決を図ったりするなど、自主的、主体的によりよい部活動を開拓しようとする資質、能力を育成する。